

課題及び見直しの方向性

令和5年度第2回東京都リハビリテーション協議会資料一部改変

- 課題1 区市町村で実施されている介護予防事業等への関与が不十分
- 課題2 リハビリテーション専門職の活動の場が広がったことにより、小規模事業所で働く場合に技術や知識を習得する機会が少ない等、人材の育成が必要
- 課題3 地域リハビリテーション支援センター間の連携や情報共有が不十分

- 方向性1 地域包括ケアシステムに取り組む区市町村への支援、地域医療機関や関連団体との連携強化
- 方向性2 高齢者人口が増加する中、疾患別のリハや介護予防など、活動の幅が広がるリハビリテーション専門職への人材育成の充実
- 方向性3 地域リハビリテーション支援センターが活動しやすい仕組みづくりとサポート体制の構築

具体策1 地域リハビリテーション支援センターの実施項目の見直し

- ① 関係者による連絡協議会を設置し、連携を強化【方向性1】
- ② リハビリテーション専門職の研修を充実させるほか、関係者（行政職員等）も対象とした研修を実施【方向性2】
- ③ 災害時におけるリハビリテーションの支援を追加【方向性3】

具体策2 地域リハビリテーション支援体制の見直し

- ① 地域リハビリテーション支援センターの活動をサポートする体制として、連携施設及び協力施設の活用を推進【方向性3】
- ② 地域リハビリテーション支援センターの取組について、後方支援を行う基幹センターを設置【方向性3】

**医療と介護、区市町村、関係機関の連携強化や人材育成による
地域のリハビリテーション提供体制の充実**

地域リハビリテーション支援センターについて

1 事業内容（委託業務の範囲）の見直し

令和5年度第2回東京都リハビリテーション協議会資料一部改変

- 関係者による連絡協議会を設置し、連携を強化
- リハビリテーション専門職の研修を充実させるほか、関係者（行政職員等）も対象とした研修を実施
- 災害時におけるリハビリテーションの支援を追加

現行		令和7年度以降（案）	
必須項目	1 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のリハビリテーション技術等の底上げを図るとともに、かかりつけ医へリハビリテーションに係る知識・技術情報を提供することにより、区市町村の在宅リハビリテーション支援事業等を支援	充実	1 連絡協議会の設置 ➤地域リハビリテーション活動の方向性や課題の共有解決に向けた具体的方策としての各種支援の取組や人材育成（研修会）等の企画を実施
	2 ケアマネジャーとのリハビリテーションに係る意見交換の場を提供するとともに、ケアマネジャーに対してリハビリテーションの知識・技術等に関する研修を実施することにより、訪問・通所リハビリテーションの利用促進を図る	充実	2 リハビリテーションに関わる多様な人材の育成・確保 ➤様々な分野の多職種が、リハビリテーションの共通理解ができ、協働してリハビリテーションの推進が図られるよう、関係団体との連携のもとで人材育成を推進
	3 地域のリハビリテーション施設、自治体、関係団体等の参画による連絡会を開催し、地域リハビリテーションに関する課題等について意見交換し、情報共有を図り、地域リハビリテーションに係るシステム化を推進する	充実	3 リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化 ➤医療や介護など様々な機関や団体、自治体等とのネットワークの構築と連携の促進により、総合的なリハビリテーションの提供体制を整備
選択項目	1 区市町村が医療保健政策区市町村包括補助事業を利用して実施する取組を支援	新規	4 地域住民に対するリハビリテーションの啓発 ➤地域住民自らが活動や参加に向けてリハビリテーションに取り組めるよう、講演会の開催、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等を通じて啓発
	2 脳卒中を発症した患者を各期の適切なリハビリテーション医療につなげる体制作りを目指す「脳卒中医療連携推進事業」の取組を支援。	新規	5 地域包括ケア推進に向けた地域支援事業等への技術的助言や支援 ➤介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業に対する技術的助言や支援を実施 ➤通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進 ➤資源の把握や活用、課題解決、自立支援型のケア会議等への支援
	3 地域で高次脳機能障害者の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供する体制作りを目指す「専門的リハビリテーションの充実事業」の取組を支援。	新規	6 災害時におけるリハビリテーションの支援 ➤都の災害時リハビリテーション支援体制に協力する区市町村と連携し、地域の実情に応じた支援活動を行えるよう、体制の整備・調整を実施
	4 次に掲げる急性期・回復期リハビリテーションの人材育成支援で、上記＜必須項目＞以外の事業内容のうち、各地域において特にニーズの高いものについては、課題設定を的確に行った上で、実施することができる。	継続	7 脳卒中医療連携推進事業への支援 ➤脳卒中を発症した患者を各期の適切なリハビリテーション医療につなげる体制作りを目指す「脳卒中医療連携推進事業」の取組を支援
	ア 地域のリハビリテーション従事者の研修、援助	継続	8 高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援 ➤地域で高次脳機能障害者の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供する体制作りを目指す「専門的リハビリテーションの充実事業」の取組を支援
	イ 直接地域住民と接する相談機関の支援		
	ウ 福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援		
	エ 地域の関係団体の支援		
	オ 連絡会、事例検討会の実施		
	カ その他、地域のリハビリテーションの推進に必要な事業		

終了

終了

地域リハビリテーション支援センターについて

令和5年度第2回東京都リハビリテーション協議会資料一部改変

2 連携施設及び協力施設の活用推進

地域リハビリテーション支援センターの活動をサポートする体制として、連携施設及び協力施設の対象を明文化するとともに、協力施設の対象を拡大

	対象（下線部を拡大）	実施内容
連携施設	リハビリテーション医療を実施する専門職種が在籍する施設等（病院、診療所、介護老人保健施設、通所・デイサービス等）	事業実施項目について、連携施設が主体として実施する。 （例） ● ○○市において、必須項目（1）連絡協議会（市単位）を設置するとともに、選択項目（4）○○市の介護予防事業への関与等を行う ● 必須項目（2）リハ専門職に対する研修を企画・実施
協力施設	①リハビリテーション医療を実施する専門職種が在籍する施設等（病院、診療所、介護老人保健施設、通所・デイサービス等） ② <u>地域リハビリテーションに関する社会資源やニーズ等地域の状況に精通している団体（職能団体等）</u>	支援センターが実施する事業に協力して実施する。 （例） ● 必須項目（2）リハ専門職に対する研修について支援センターとともに企画・実施 ● 必須項目（3）リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化を構築するにあたり、地域で働くリハ専門職の課題やニーズの吸い上げを行う

連携施設：支援センターは、連携して事業を推進するためにリハビリテーション医療を専門的に実施する病院又は福祉施設等を指名し、局長が指定 3 圏域・4 施設（病院3、介護老人保健施設1）

協力施設：支援センターは、協力して事業を推進するためにリハビリテーション医療を専門的に実施する病院等を指名し、局長が指定 5 圏域・24 施設（病院21、在宅総合センター1、保健センター1、クリニック1）

二次保健医療圏・支援センター	連携施設	協力施設
【区中央部】慈恵会医大病院		・医療法人社団輝生会 在宅総合センター元浅草(H27.4.1～) ・国家公務員共済組合連合会 九段坂病院(H27.4.1～)
【区南部】荏原病院		・昭和大学病院(H17.2.25～) ・東邦大学医学部付属大森病院(H17.2.25～) ・独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院(H17.2.25～) ・NTT東日本関東病院(H20.7.1～)
【区西南部】初台リハビリテーション病院	・医療法人社団輝生会 在宅総合ケアセンター成城(H29.4.1～) ・国家公務員共済組合連合会 三宿病院(R2.4.1～)	
【区西部】慶應大学病院		
【区西北部】豊島病院		・東京北医療センター(H21.8.17～) ・板橋区おとしより保健センター(H26.3.1～) ・社会医療法人社団大成会 長汐病院(H28.10.1～) ・医療法人社団逸生会 大橋病院(H28.10.1～) ・医療法人社団健育会 竹川病院(H28.10.1～) ・医療法人社団飛洋会 辻内科循環器科歯科クリニック(H28.10.1～) ・慈誠会・練馬高野台病院(R4.8.1～)
【区東北部】いずみ記念病院		
【区東部】東京都リハビリテーション病院		・社会医療法人森山医会 森山記念病院(R2.4.1～) ・医療法人財団正明会 山田記念病院(R2.4.1～) ・医療法人財団寿康会 寿康会病院(R4.4.1～)
【西多摩】大久野病院		・医療法人社団和風会 多摩リハビリテーション病院(H22.10.1～) ・医療法人社団崎陽会 日の出ヶ丘病院(H22.10.1～) ・医療法人社団久遠会 高沢病院(H22.10.1～) ・医療法人社団三秀会 羽村三慶病院(H22.10.1～) ・医療法人財団暁 あきる台病院(H22.10.1～) ・医療法人社団三秀会 青梅三慶病院(H22.10.1～) ・青梅市立総合病院(H22.10.1～) ・公立福生病院(H22.10.1～)
【南多摩】永生病院		
【北多摩西部】村山医療センター	・国家公務員共済組合連合会立川病院(H23～)	
【北多摩南部】武蔵野赤十字病院	・介護老人保健施設ハウスグリーンパーク(H25.1～)	
【北多摩北部】多摩北部医療センター		

東京都基幹リハビリテーション支援センターについて

東京都基幹リハビリテーション支援センターの設置

1 事業内容

- (1) 各支援センターとの連絡体制の構築並びに調査及び研究の実施
各支援センターの活動の活性化を図るため、各支援センターとの定期的な連絡会を設置、運営して課題の共有等を行うとともに、都内における地域リハビリテーション関連事業や地域リハビリテーションに関する調査及び研究を実施すること
- (2) 専門性の高い研修等の実施
各圏域でのリハ関係人材の育成能力を底上げし、体制整備を進めるため、各支援センターの職員を対象に研修を実施し、各圏域での研修講師等を務める人材を養成するとともに、各圏域で研修を実施する際の、カリキュラムやテキスト等を提供すること

2 事業実施地域

東京都内全域

3 役割

- (1) 専門的立場から支援センターの行う地域リハビリテーション支援事業の支援を実施
- (2) 開設者の責務を果たす

4 指定

- (1) 指定方法
 - ① 東京都基幹リハビリテーション支援センター指定基準を満たす病院を基幹センターの候補として東京都リハビリテーション協議会に意見聴取
 - ② 東京都リハビリテーション協議会の意見等を参考に知事が指定
- (2) 指定期間
3年間（最初の指定は4年間）

5 開設者の責務

- (1) 東京都リハビリテーション協議会の求めに応じ、リハビリテーションに関する情報提供を行うこと
- (2) 東京都が実施するリハビリテーションに関する普及啓発事業や教育研修事業に関して協力を行うこと
- (3) 支援センターの地域リハビリテーション支援事業等の活動状況を取りまとめ、都に報告するとともに、都の求めに応じて東京都リハビリテーション協議会に報告を行うこと

東京都基幹リハビリテーション支援センターについて

東京都基幹リハビリテーション支援センターと地域リハビリテーション支援センターの比較

	東京都基幹リハビリテーション支援センター	地域リハビリテーション支援センター
事業実施方法	・ 自ら実施	・ 自ら実施 ・ 指定した連携施設、協力施設と共に実施することも可
事業実施地域	東京都内全域	事業受託者が開設する病院が所在する二次保健医療圏
役割	・ 支援センターの行う地域リハ支援事業の支援を実施 ・ 各支援センターの連携体制構築や専門性の高い研修を実施	・ 地域リハ支援事業を実施 ・ 保健・医療・福祉の関係機関や家族の会等の保健・福祉活動を支援、育成及び促進
指定方法	(1)指定基準を満たす病院を基幹センターの候補としてリハ協議会に意見聴取 (2)知事が指定	(1)公募 (2)選定委員会にて指定基準を満たす病院を選定 (3)所在する区市町村、地区医師会、リハ協議会に意見聴取 (4)知事が指定
指定期間	3年間（最初の指定は4年間）	3年間
連携施設 協力施設 の指名	規定なし	指名可
開設者の責務	・ リハ協議会の求めに応じ、リハビリに関する情報提供を行う ・ 都が実施するリハビリに関する普及啓発事業や教育研修事業に関して協力を行う ・ 支援センターの地域リハ支援事業等の活動状況を取りまとめ、都に報告するとともに、都の求めに応じ、リハ協議会に報告を行う	・ リハ協議会及び基幹センターの求めに応じ、リハビリに関する情報提供を行う ・ 都及び基幹センターが実施するリハビリに関する普及啓発事業や教育研修事業に関して協力を行う

見直し後の地域リハビリテーション支援体制（イメージ）

令和5年度第2回東京都リハビリテーション協議会資料一部改変

東京都リハビリテーション協議会（リハ医療のあり方、その他方針の決定等）

東京都基幹リハビリテーション支援センター

（１）各地域リハビリテーション支援センターとの連携体制を構築

- ・各センターとの定期的な連絡会を設置、運営（課題の共有等）
- ・都内における地域リハビリ関連事業や地域リハビリに関する調査及び研究
⇒ 連携を進めることで、各センターの活動の活性化を図る

（２）専門性の高い研修等の実施

- ・各センターの職員を対象に研修を実施し、各圏域での研修講師等を務める人材を養成
- ・各圏域で研修を実施する際の、カリキュラムやテキスト等を提供
⇒ 各圏域でのリハ関係人材の育成能力を底上げし、体制を整備

各圏域の地域リハビリテーション支援センター

- ◆ 連絡協議会での共通認識や自主性を重んじ、地域の様々なニーズ・資源等の状況に応じて以下の取組を推進
- ◆ 地域に密着したニーズや資源などの実情に応じた取組を進めるため、「連携施設」「協力施設」を活用
（取組）・連絡協議会の開催とリハビリテーション専門職、関係機関との連携強化
・リハビリテーション専門職の育成、多様な職種・人材の育成
・災害時におけるリハビリテーションの支援
・障害者への相談、支援 など



参画・相談・情報提供

連携・支援・協力



区市町村・医療機関・介護サービス事業所など